

総	4-2
小規模な倉庫の取扱いについて	
関係条文等	法第2条、
実施年月日	H29.12(作成)
<p>建築物に該当しない、土地に自立して設置する「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」(平成27年2月27日国住指第4544号)の運用については、「基準総則集団規定の適用事例(2017年度版)」27ページの「小規模な倉庫」によるが、その解説の「幅、面積及び連結型等の取扱いなど具体的な適用の判断については、申請する審査機関に確認が必要である。」については以下の通り取り扱う。</p> <p>1. 小規模な倉庫とは次の①又は②に該当するものとする。なお、①と②は同時に設置できる。</p> <p>①奥行きが1m以内かつ高さが2.3m以下で床面積が2㎡以内のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥行については、壁その他区画の中心線間の寸法とする。 ・高さについては地盤面からの最高高さとする。 ・床面積については、一団の土地(敷地)内の合計とし、その合計が2㎡をこえる場合は、これらすべてを建築物として取り扱うものとする。 <p>②高さが1.4m以下で、床面積が2㎡以内のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さについては地盤面からの最高高さとする。 ・床面積については、一団の土地(敷地)内の合計とし、その合計が2㎡をこえる場合は、これらすべてを建築物として取り扱うものとする。 <p>2. 小規模な倉庫は、法第42条で規定する道路内に設置しないこと。</p> <p>また、上記に該当しないコンテナ、ユニットハウス、物置、又はカーポート等で屋内的用途に使用するものについては、簡易な構造の壁(又は柱)と屋根により造られたものであっても、建築物として取り扱う。</p>	
備考	平成16年12月6日国住指第2174号、平成27年2月27日国住指第4544号

国住指第4544号
平成27年2月27日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）

近年、災害に強いまちづくりの推進が求められている中、地域において、既製の小規模な鋼製物置等を備蓄倉庫として活用する事例が見られる。

こうした状況を踏まえ、小規模な倉庫に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）上の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

土地に自立して設置する小規模な倉庫（物置等を含む。）のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとする。したがって、建築確認等の手続きについても不要である。

この取扱いについては、当該倉庫が既製のものであるか否か、及びその構造種別にかかわらず、上記に従って判断するものとする。